

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 河内長野市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.8%
全職員	77.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.3%
本庁課長相当職	95.5%
本庁課長補佐相当職	98.6%
本庁係長相当職	95.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.1%
31～35年	91.9%
26～30年	86.4%
21～25年	97.1%
16～20年	90.6%
11～15年	89.3%
6～10年	94.5%
1～5年	89.9%

【説明欄】

全職員にかかる男女の給与の差異について、男女それぞれに占める任期の定めのない常勤職員以外の職員数の割合は、男性 23.6%、女性 55.7%であり、また、相対的に給与水準が低い任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、80.9%が女性であることから、全職員で比較すると男女給与の差異が大きくなっています。扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 84.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 58.8%です。また、男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は 75%となっています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	１８．８％

【説明欄】

管理的地位にある女性職員の割合を高める取り組みにつきましては、これまで女性職員を対象とした自治大学校などの外部研修の実施など、女性職員の昇任への不安を解消し、やりがいを感じその能力を最大限に発揮できる取り組みを進めてきました。これにより、管理的地位にある女性職員の割合は令和８年４月１日時点では、８０名中、１５名の１８．８％となり、前年度の１６．３％から２．５％の増加となりました。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
局長級	０％
部長級	１０．５％
室長級	０％
課長級	２３．６％
課長補佐級	３３．０％
グループ長級	３７．９％

【説明欄】

令和７年度のグループ長級の女性職員の割合は３９．５％であり、前年度と比較し、１．６％の減少となりました。一方で、令和７年度の課長補佐級の女性職員の割合は３２．３％、課長級は２１．１％、部長級は５．９％となっており、管理職（課長補佐級以上）の女性職員の割合は令和８年度で増加しています。局長級、室長級については昨年度から引き続き０％となっています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	86.7%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	7.7%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	7.7%	0%	—	0%
1月超3月以下	46.1%	0%	—	0%
3月超6月以下	23.1%	0%	—	100%
6月超9月以下	0%	20%	—	0%
9月超12月以下	15.4%	60%	—	0%
12月超24月以下	0%	20%	—	0%
24月超	0%	0%	—	0%

【説明欄】

常勤の男性職員の育児休業取得率については、令和4年度時点では26.3%となっており、取得者数が少ない状況にありました。そのため、性別に関わらず育児休業の取得を当たり前にする組織風土の醸成にむけて、職員に向けた育児休業制度の周知や、職場環境の整備など育児休業取得促進の取り組みを行いました。その結果、令和5年度の男性職員の育児休業取得率は44.0%、令和6年度では85.7%、令和7年度では86.7%となり、大幅に取得者数が増加しています。

常勤の女性職員については、昨年に引き続き育児休業の取得率が100%となっています。

会計年度任用職員については、昨年は取得対象者がおりませんでしたが、今年度は女性の取得率が100%となっています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12.9 時間／月
内部部局等以外	5.6 時間／月

【説明欄】

令和7年度の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間については、2度にわたる国政選挙に加え、大阪府知事選挙が実施されたことや、大阪・関西万博の開催に伴い生じた臨時的な業務などにより、例年に比べ時間数が多い傾向にあります。

令和8年度につきましては、8月3日から、窓口受付時間の短縮を行うことで、開庁前の準備や閉庁後に行っていた会議や整理業務を業務時間内に実施するとともに、業務改善を行う時間を確保することが可能となるため、時間外勤務の削減を見込んでいます。